

地域づくり基本構想

みんなで築く市民協働のまちづくり

絆

平成22年5月

鳥 栖 市

目 次

第1章 地域づくり基本構想について	1
第1節 基本構想策定にあたって	1
第2節 基本構想の位置づけ	2
第3節 基本構想の基本目標	4
第2章 地域の現状・課題とその対応	6
第1節 地域を取り巻く現状と課題	6
1. 地域の現状と課題	
2. 市民活動の現状と課題（市民協働指針より）	
3. 行政の現状と課題	
第2節 みんなで築く市民協働のまちづくり	14
1. 市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）	
2. 市民協働の推進	
第3章 新しい地域自治組織の構築に向けて	20
第1節 新しい地域自治組織について	20
第2節 まちづくり推進協議会	23
第3節 行政からの支援	28
第4節 行政の取組み	34

第1章 地域づくり基本構想について

第1節 基本構想策定にあたって

平成22年2月8日、鳥栖市まちづくり検討委員会から「地域づくりのあり方に関する提言」をいただきました。

この提言では地域活動団体の代表者による実践的な活動に基づく意見を集約し、「市民協働・市民参加のまちづくり」実現のために、地域課題の解決の場そして市民協働活動の受け皿としての「地域自治組織」のあり方や行政の支援策について6項目を挙げています。

鳥栖市ではこの提言に込められた想いを尊重し、できるだけ提言に沿うような形でこの「地域づくり基本構想」を策定しました。

この地域づくり基本構想では、基本目標を現在の第5次鳥栖市総合計画（計画期間：平成13年度～平成22年度）でいう“みんなで築く市民協働のまちづくり”とし、「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」を具体的な手法として考えています。

そして、市民一人ひとりが鳥栖市を担う一員であるという認識を持って、市民・市民活動団体・企業・行政が共に知恵を出し合い、課題解決に向けた自主的・主体的な参画による市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことにより、地域力を高揚させ、個性ある・魅力あるまちづくりを目指していきます。

また鳥栖市では現在、第6次鳥栖市総合計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）を策定中です。その策定方針のなかで「地方分権の進展」、「市民協働によるまちづくり」など時代の潮流の変化に伴う本市における課題の一つとして、「地域が主体となったまちづくり」を掲げています。

このような時期に「地域づくり基本構想」を策定することになりますが、地方分権・地域主権が進展するなか、地方自治体には自己決定・自己責任による独自の、そして個性ある・魅力あるまちづくりが求められています。多様化・複雑化する市民の要求及び少子・高齢化などの社会情勢の変化に対応し、個性ある・魅力あるまちづくりを進めていくためには、限られた行政資源の効果的かつ効率的配分や事業の優先付けなど効果的な行財政運営に努めることが重要です。

あわせて、市民参加・市民協働による地域の独自性を活かしたまちづくりが重要であり、鳥栖市においても市民・市民活動団体・企業・行政が情報、地域課題を共有し、それぞれの役割、責任を明らかにして、その解決を図っていくパートナーシップによる市民参加型・市民協働型の仕組みづくりが必要だと考えます。

この構想で示した基本目標を実現していくことが、第5次鳥栖市総合計画が描く都市将来像である「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市^{まち}」につながっていくものであり、この鳥栖市を次世代へつなげていかなければならないと考えています。

第2節 基本構想の位置づけ

鳥栖市では、第5次総合計画において計画推進の基本目標の一つとして、“みんなで築く市民協働のまちづくり”を掲げています。

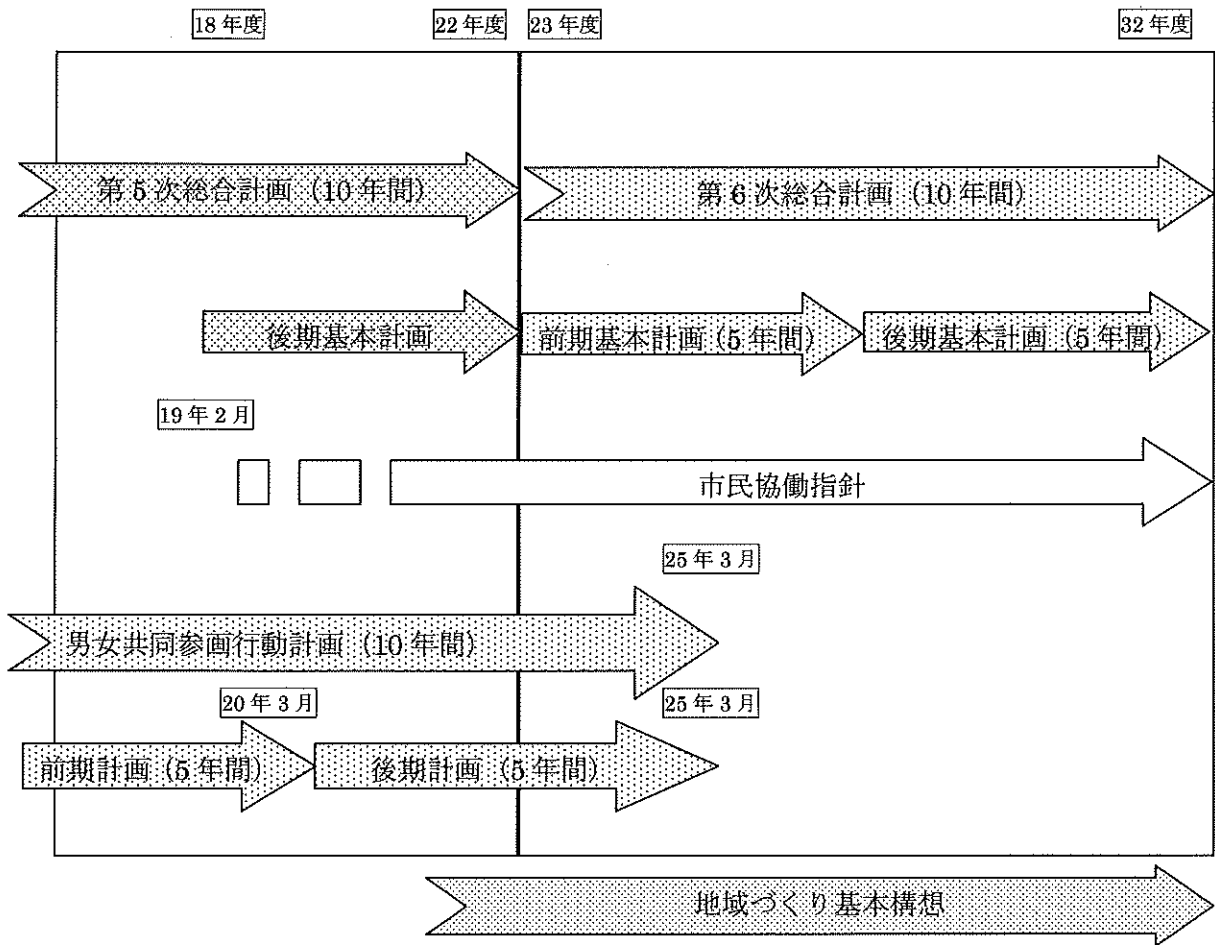
市民参加のまちづくりにあたっては、コミュニティの形成とともに、市民の声を聴き共に考え、行動するために必要とする情報を正確に伝達・公開していくことが求められています。また、コミュニティの形成のために、地域ごとのコミュニティ組織の機能・連携の強化と活動の充実を支援し、集会施設などの活動の場の充実を図り、あわせて、市民に対するまちづくり情報の提供や、まちづくり意識の啓発を行い、市民・市民活動団体・企業・行政が互いに主体的なかかわりを持つパートナーシップのまちづくりを目指すこととしています。

平成19年2月には、第5次総合計画後期基本計画における重点的な取り組みの一つである「市民協働指針」を、平成20年3月には、家庭・職場・地域などにおいて、男女平等や共同参画に対する理解と意識の向上を進める「男女共同参画行動計画後期計画」を策定しています。

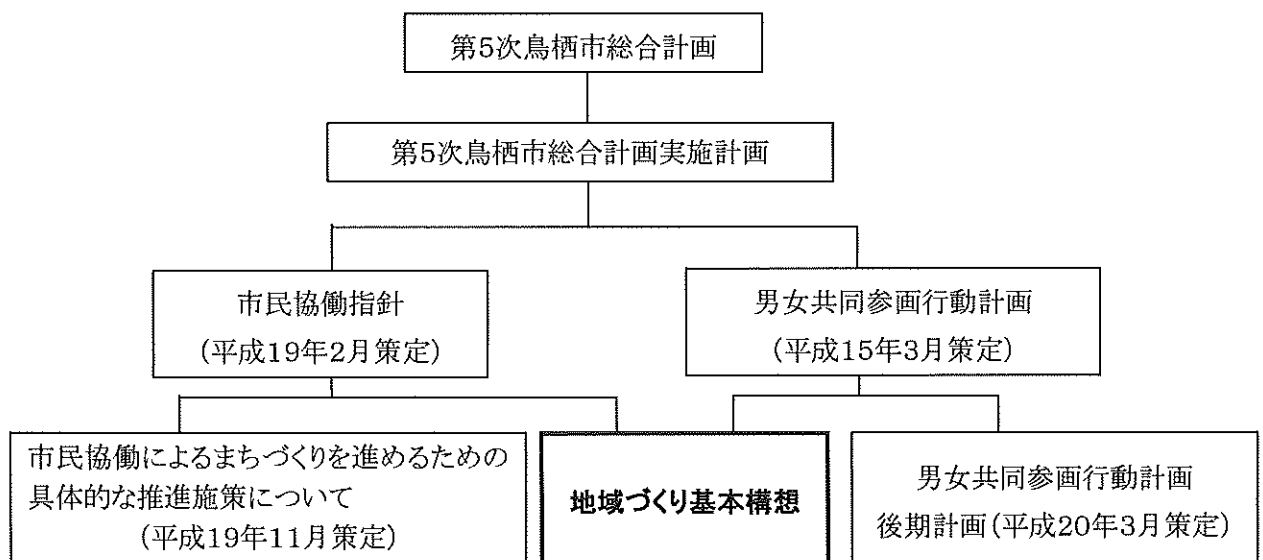
「地域づくり基本構想」は、この「第5次総合計画」・「市民協働指針」・「男女共同参画行動計画後期計画」に沿ったものであり、地域ごとのコミュニティ組織の機能・連携の強化を中心にさらなる具体的な内容を記載し、地域における市民参加のまちづくり、市民協働のまちづくりの方向性を示すものです。

また、現在鳥栖市では「第6次総合計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）の策定をしています。この総合計画は、本市の目指す将来都市像とまちづくりの基本方針を示すものであり、その策定方針のなかで「地方分権の進展」、「市民協働によるまちづくり」、「地域が主体となったまちづくり」などの課題への対応の必要性を示唆しています。

したがって、この基本構想の考え方は、第6次総合計画におけるまちづくり方針においても検討すべき課題・項目となるものであり、整合性を十分にはかり、総合計画においてはその考え方を明確に示すこととしています。



総合計画等と基本構想との関係



市民協働推進事業体系図

第3節 基本構想の基本目標

地方分権・地域主権による分権型社会が本格化するなか、市民参加・市民協働によるまちづくりの気運が高まっており、鳥栖市の特性を活かした個性ある、魅力あるまちづくりを行っていくためには、市民・市民活動団体・企業・行政が適切な役割分担のもと、互いに連携・協力し合うまちづくりが重要です。

市民・市民活動団体・企業・行政がこれまで以上に強い信頼関係のもとで、各々の責任を自覚し、対等・平等なパートナーであり続ける「市民参加・市民協働」の考え方に立ち、市民活動を発展・持続させていくような仕組みづくりに努めます。

そこで、第5次総合計画、市民協働指針で示した考え方をふまえて、この基本構想の基本目標を次のとおりとします。

基本目標

みんなで築く市民協働のまちづくり

き ず な

多半

き っ と す き

ず っ と す き

なんばす っ と も っ と す き？

私たちは、おかげさま、おたがいさまの気持ちで、「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、市民協働による暮らしやすいまちづくりを進めます！

基本目標のキーワード【き・ず・な】とは・・・

きっとすき

「おかげさま・おたがいさま」の気持ちを大切にしながら「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、「とす」を好きなみんながまちづくりに参画すれば、きっと「とす」のことを好きになる。

ずっとすき

今私たちが好きな「とす」をずっと好きでいたいから、自信をもって次世代の子どもたちに引き継ぐために、今からみんなで「協働」によるまちづくりを進めていきましょう。

なんばすっと もっととすき？

役割分担しながらお互いの立場を理解し、尊重し、力を合わせてより良い「とす」にしていけるように、もっともっと「とす」を好きになれるように。

「協働」によって新たな【き・ず・な】が生まれますように

第2章 地域の現状・課題とその対応

第1節 地域を取り巻く現状と課題

1. 地域の現状と課題

(1) 現状

(市報とす～平成22年1月1日号～より)

助け合いの意識は低下、地域課題は増えている

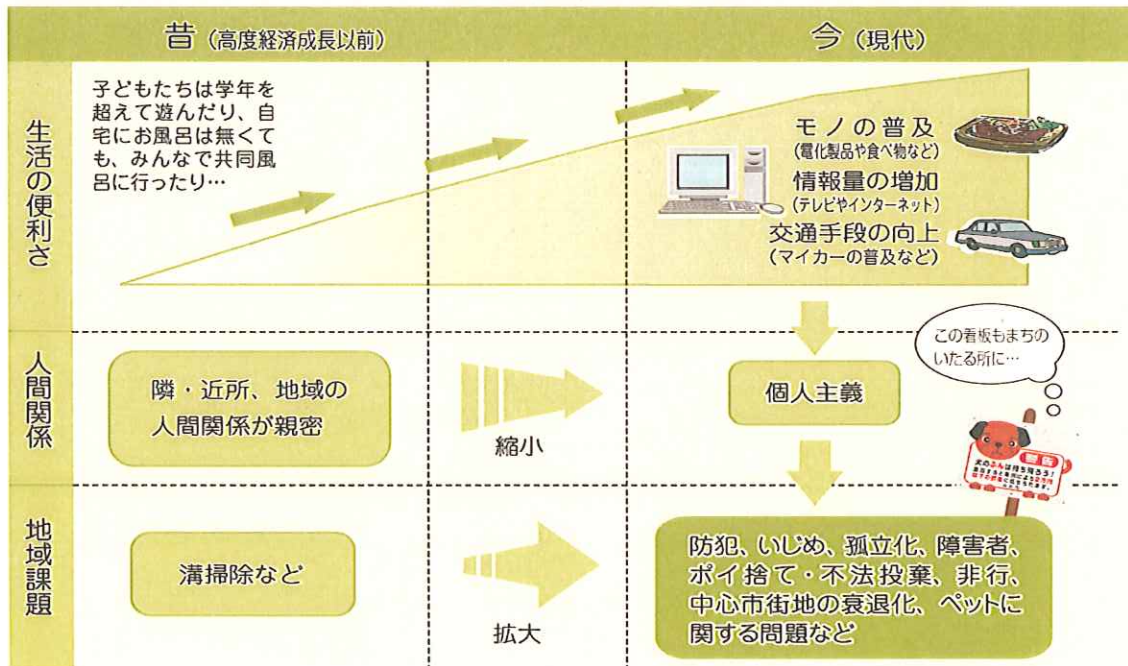
今の社会において、よく「人間関係が薄れてきている」や「地域の力が弱くなってきている」という言葉が聞かれます。

戦後すぐの日本は、国も地方自治体も貧しく、そのような中、人々は何か困った問題が起きたときでも、地域で協力し合い、助け合いながら生活してきました。

その後、時代の流れが進むにつれ、日本人の生活スタイルは大きく変化しました。経済成長や産業の進展に伴い、私たちの家庭には電化製品をはじめさまざまな「モノ」が普及。物質面では非常に便利で豊かになりました。

しかし、一方で、私たちの生活スタイルは多様になり、自分や家族以外の周囲の人を気遣ったり、助け合ったりするという意識は薄れてきました。そして今の時代は「人間関係の希薄化(=個人主義)」を要因とした、防犯問題や青少年育成の問題、孤立化がもたらす孤独死など、さまざまな地域課題が増えているのが現状です。

生活が便利になるにつれて、地域課題も大きく複雑になりました。



生活の便利さ・人間関係・地域課題のいまむかし

「人間関係の希薄化」は他人事ではありません

「人間関係が薄れてきている」や「地域の力が弱くなってきている」という状態は、鳥栖市にとっても他人事ではありません。

まず、市の特徴を考えてみましょう。鳥栖市は、鉄道の分岐駅や高速道路のジャンクションがあり、たくさんの企業が集まる内陸工業・物流都市です。また、人口は現在も増加傾向にあります。

しかし、企業が多く、交通の便がよいということは、一方で、人口の出入りが多く、地域に人がなかなか根付きにくいという状況も生み出しています。

実際に、近所の人顔を知らないという人や、自治会や子ども会など、地域で運営されている組織に入らないという人も増えているようです。

(市民協働指針より)

自主防災組織の確立や地域での分別収集の取り組み、さらには、地域における子どもたちの安全対策など、それぞれの地域課題の解決に向け、地域の実情に応じた取り組みが進められています。

一方、流入人口の増加による「都市化」の傾向は著しく、自治会加入率や地域行事への参加率の低下等により、地域意識の希薄化が進んでおり、子どもクラブや婦人会さらには老人クラブなど地域を担ってきた地縁的組織の存続が危機的状況に陥っています。

(2) 課題

(市民協働指針より)

① コミュニティ意識の希薄化

地域社会における課題解決に向けたコミュニティ意識が希薄化している。

② 新たな地域組織づくりの必要性

既存の地域組織が衰退化しており、組織の活性化と新たな地域課題解決の仕組みづくりが求められている。

③ 地域の人材育成

地域活動への市民参加が減少し、地域活動リーダー等の人材育成が進んでいない。

④ 新旧住民の交流不足

新旧住民の交流が少なく、相互の理解が生まれない。

⑤ 若年層の地域活動への参加不足

特に若年層の地域活動への参加が少なく、地域運営に活力がなくなっている。

(3) 各種アンケートより

「自治会に関するアンケート」及び「地域団体の活動に関するアンケート」において、「自治会の運営上で困っていること」及び「地域団体活動で困っていること」の質問結果（結果詳細：P 8・P 9）は、次のようになっています。

①アンケート調査

○「自治会に関するアンケート」

- ・実施期間：平成19年9月～10月
- ・調査対象：自治会長（区長）77人
- ・回収率：100%

○「地域団体の活動に関するアンケート」

- ・実施期間：平成21年8月
- ・調査対象：146団体

小・中学校PTA	12団体
町区子どもクラブ	58団体
地区民生委員児童委員連絡協議会	7団体
町区老人会	40団体
地区婦人会	3団体
消防団	5団体
地区社会福祉協議会	7団体
地区交通対策協議会	7団体
地区体育協会	7団体

- ・回収率：67.8%（99団体）

②調査結果

○人材不足

自治会では、人材不足の原因となっている「少子高齢化により活動に支障が生じている」、「住民の関心がなく、役職者のなり手がいない」といった回答が、上位1位・2位を占めています。

地域団体では、「活動を主体的に行う会員が不足している」といった回答が1位となっています。

これは、市民協働指針で指摘している「コミュニティ意識の希薄化」、「地域の人材育成」と共通するものであります。

○連携不足

自治会で、次に多かったのは、「自治会とその他の地域団体（交通対策協議会、PTA等）との連携が弱い」、「自治会の活動区域を越える課題があっても、他の自治会との連携が弱い」、「取り組みたいことがあるが、ノウハウがなくて困っている」といった回答が多くなっています。

地域団体では、「活動PRの情報発信が不足している」、「専門知識を持つ会員が不足している」、「地域の人々の理解が不足している」、「他の団体との連携が不足している」といった回答も多くなっています。

この連携不足、ノウハウ不足といった課題を解消するためには、市民協働指針で指摘している「新たな地域自治組織づくり」が必要です。

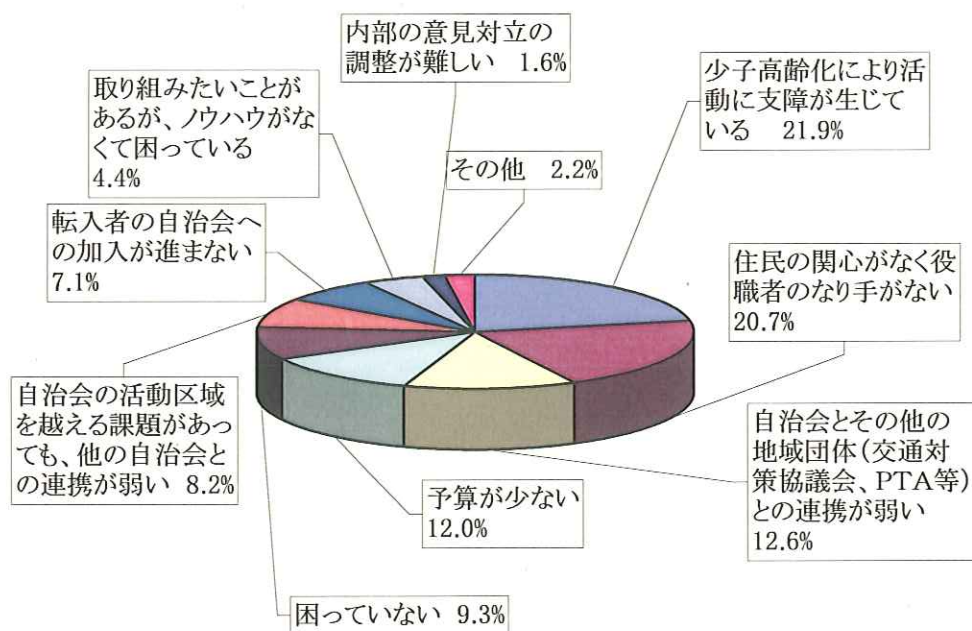
○予算不足

自治会では、「予算が少ない」という回答も12.0%と、4番目に多くなっています。

地域団体では、「活動資金が不足している」という回答が17.8%で第2位となっています。

平成19年度行政課題職員研修のなかで、市内の77人の区長を対象に実施された「自治会に関するアンケート」(平成19年9月～10月に実施)のなかで、「自治会運営上で困っていること」の質問の結果は、次のようになっています。

自治会運営上で困っていること



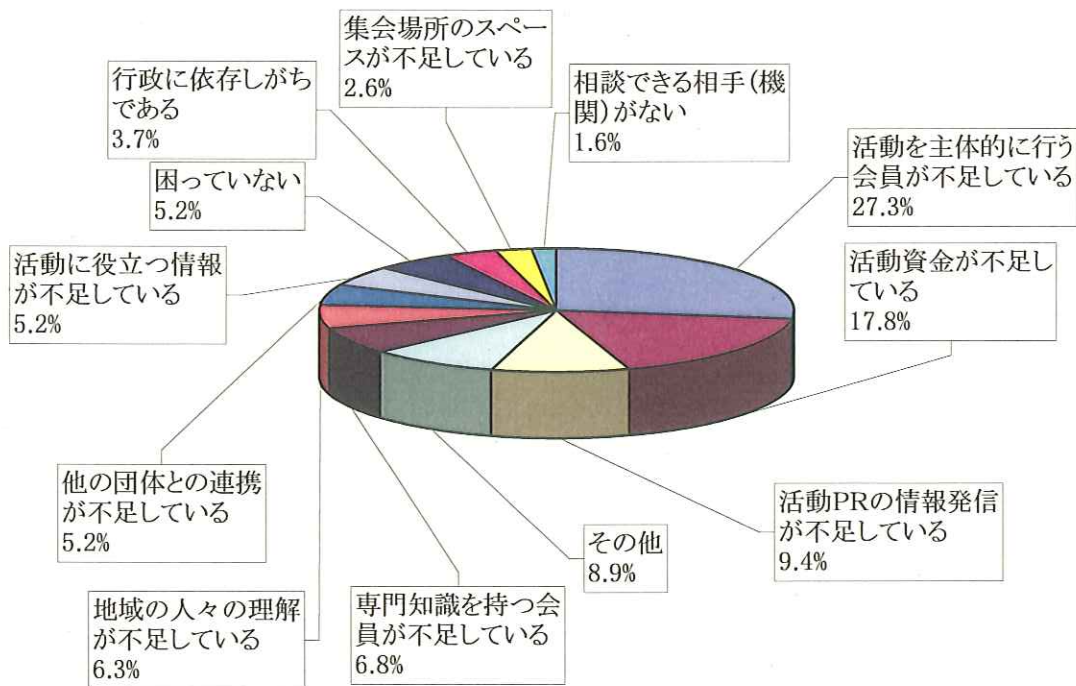
自治会に関するアンケート

*結果の主なもの

項目	割合
少子高齢化により活動に支障が生じている	21.9%
住民の関心がなく、役職者のなり手がない	20.7%
自治会とその他の地域団体(交通対策協議会、PTA等)との連携が弱い	12.6%
予算が少ない	12.0%
自治会の活動区域を越える課題があっても、他の自治会との連携が弱い	8.2%
転入者の自治会への加入が進まない	7.1%
取り組みたいことがあるが、ノウハウがなくて困っている	4.4%

平成21年度に市内の地域団体に実施した「地域団体の活動に関するアンケート」のなかで「活動していく中でどの困りごと」の質問の結果は、次のようになっています。

地域団体活動で困っていること



地域団体の活動に関するアンケート

* 結果の主なもの

項目	割合
活動を主体的に行う会員が不足している	27.3%
活動資金が不足している	17.8%
活動PRの情報発信が不足している	9.4%
専門知識を持つ会員が不足している	6.8%
地域の人々の理解が不足している	6.3%
他の団体との連携が不足している	5.2%

2. 市民活動の現状と課題（市民協働指針より）

(1) 現状

阪神淡路大震災でのボランティアを中心とした市民活動団体が社会認識され、NPO法(※)制定を機に、NPO法人(※)を含め市民活動が台頭してきました。

鳥栖市においても平成19年1月現在で19のNPO法人（*参考：平成22年3月現在25NPO法人）が設立され、ボランティア団体を含め、さまざまな団体がさまざまな分野において社会貢献活動を行っています。

しかしながら、市民活動団体やその活動内容の情報が市民にうまく発信されていないため、市民の認知度は低く、また、市民活動団体や行政・企業との連携が進んでいないのが現状です。

(2) 課題

①市民への認知度の不足

- ・ 市民活動や市民活動団体への理解が進んでいない。
- ・ 市民活動団体や活動内容の情報が市民に対しうまく情報発信されておらず、なおかつ、その仕組みが確立されていない。
- ・ 新たに市民活動を始めようと考えている人たちのニーズがつかめない。
- ・ 新たに市民活動を始めようと考えている人たちにとってきっかけがない。

②人材不足

- ・ 市民活動を担う新たな人材の育成が進んでいない。

③他団体等との連携不足

- ・ 企業の社会貢献活動と市民や市民活動団体との連携した活動が求められている。

(※) NPO……… NonProfit Organization の略

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称

NPO法……… 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）

NPO法人…… 特定非営利活動法人（NPO法に基づき法人格を取得した法人）

3. 行政の現状と課題

(1) 個性ある・魅力あるまちづくりの推進

地方分権・地域主権の大きな流れのなか、基礎自治体である市町村においては、自己決定・自己責任の原則に基づき、個性や魅力あふれるまちづくりを進めていかなければなりません。

(2) 市民参加・市民協働によるまちづくりの高まり

阪神淡路大震災などをきっかけに、地域コミュニティの重要性やボランティアなどの市民活動の社会的評価が高まるとともに、まちづくりを行政だけに任せず、自分たちのまちづくりは自分たちで協議し、市民自ら、主体的にまちづくりに参加し、進めていくという市民協働の考え方が認識されるようになりました。この考え方を受けて、行政側も新たな対応を取ることが求められています。

(3) 行政が担う事務の限界

市民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化などが進むなか、今後も、公共のサービスを維持し、公共のサービスのすべてを行政のみが担うことは、限界があると考えます。

また、社会情勢の変化に伴って、地域において自主的な防災、防犯活動等への取り組みが見られる現状は、行政による画一的なサービスの提供が困難になっていると考えます。

(4) 行政組織の検討

これまでの国の各種政策に沿った仕組みは、現在の社会情勢において適さなくなっており、地方分権の大きなうねりのなか、従来から縦割りと批判される行政組織は、これからのまちづくりにあわせて、地域の課題に包括的に対処することが必要となります。したがって担当部署は庁内横断的に、関係部署の連絡調整を行わなければなりません。

すなわち、庁内協働的な組織のあり方が重要になってきています。

(5) 職員の意識改革

これからの行政運営を実践していくうえで、相手の立場を尊重し、互いの理解を深め、ともに実践していく「市民協働」と「男女共同参画」という視点は欠かせないものです。

また、これからのまちづくりの具体的な手法として、「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働」の二つの手法を掲げていますが、特に協働について全職員の意識を高め、理解を深めることが重要となっています。

この意識改革が、「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」にもつながっていくものであると考えています。

第2節 みんなで築く市民協働のまちづくり

地域づくり基本構想の基本目標である“みんなで築く市民協働のまちづくり”を実現するためには、「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」の二つの手法が有効であり、必要です。

1. 市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）

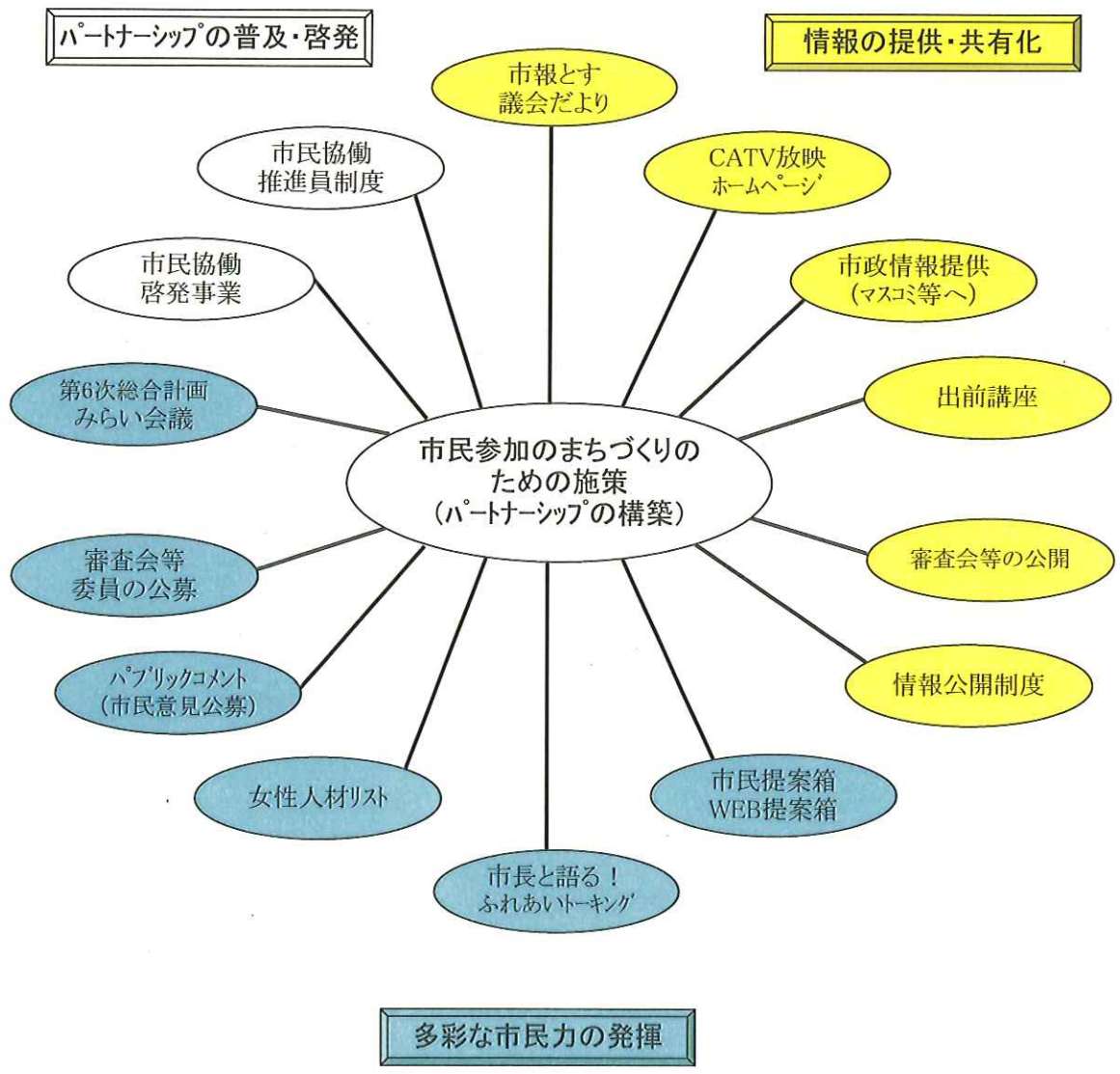
市民参加のまちづくりにあたっては、市民の声を聴き、共に考え、行動するために必要とする情報を正確に伝達・公開していくことが必要です。

また、市民に対するまちづくり情報の提供やまちづくり意識の啓発を行い、市民・市民活動団体・企業・行政が互いに主体的な関わりを持つまちづくりを行うことが重要です。

あわせて、職員に対する「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」の意識の啓発も重要です。

主要な事務事業

事務事業名	担当課
情報の提供・共有化	
広報紙「市報とす」発行事業	情報管理課
議会広報事業	議会事務局
市ホームページ管理運用事業・CATV放映事業	情報管理課
マスコミ（記者室、情報誌）等への市政情報提供	各課
出前講座事業	各課（主管：市民協働推進課）
審査会等の公開	各課
情報公開制度	各課（主管：総務課）
多彩な市民力の発揮	
市民提案箱・WEB提案箱	各課（主管：市民協働推進課）
市長と語る！「ふれあいトークン」	市民協働推進課
女性人材リスト	市民協働推進課
パブリックコメント（市民意見公募）	各課（主管：市民協働推進課）
審査会等委員の公募	各課
第6次総合計画・みらい会議	総合政策課
パートナーシップの普及・啓発	
市民協働推進員制度	市民協働推進課
市民協働啓発事業	市民協働推進課・総務課



市民参加のまちづくりの主要施策

2. 市民協働の推進

市民協働の推進についても、市民の声を聴き、共に考え、必要な情報を伝達・公開していくことは必要ですが、これに加えて「協働」に対する市民・市民活動団体・企業・行政それぞれの共通認識が重要です。

「協働」は目的でなく、市民相互及び市民と行政によるまちづくりを進め、よりよい公共サービスを創出するための手法です。

また、「協働」を支える基盤が脆弱であると期待する効果は得られず、「協働」することのわずらわしさや相互理解が得られないことによる弊害が顕著化することが懸念されます。

「協働」を支える基盤を強化するためには、パートナーの育成・支援やコーディネートする市民活動センター(中間支援組織)の強化、さらには、行政職員の理解と推進体制の整備が重要です。

(1) 市民協働の考え方

(市報とす～平成22年1月1日号～より)

市民協働とは「助け合うこと」

現代は、地域課題がますます拡大し、多様化しています。

この多様化する地域課題に対し、それを担う行政職員は人員削減の波の中で減少、地縁的組織(※)も担い手が不足、志縁的組織(※)で活動する人もなかなか増えないというような状況が見られています。(※P 21 参照)

課題は増えるけれど、解決に当たる人口は相対的に減っているという状況で、それは助け合わないと乗り越えていけません。その助け合いこそが「市民協働」です。

行政だけが全てを担うのではなく、課題の解決に取り組むことができる市民や団体も一緒に協力して「まちをつくっていこうよ」という「まちづくり」のための「手段」です。

「連携して脂肪(課題)」を燃やす

現状は、体に例えるとだんだん体脂肪が増えていって、筋肉の部分が減っていくような感じですが。この「脂肪(地域課題)」をみんなでどうやって燃やしていくのが大切です。つまり、筋肉(志縁的組織や地縁的組織)が動くことで脂肪を燃やします。

スリム化するということは、骨(行政)や筋肉をスリム化するのではなく、地域の課題をスリム化することです。だから筋肉としての民間の活動がしっかりと動けるようにし、骨としての行政がしっかりあることが重要です。

骨と筋肉というのは、両方がしっかりと動ける状態を作り、連携して初めて動けます。いらぬ脂肪が付き過ぎるとつぶれてしまいます。

行政は「骨太」に、地域は「筋肉質」に

課題をスリム化するために行政は骨太で、そして志縁的組織や地縁的組織などの民間の活動は筋肉質でなければなりません。

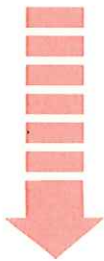
協働のイメージ

～市民協働とは「脂肪燃焼」～

昔



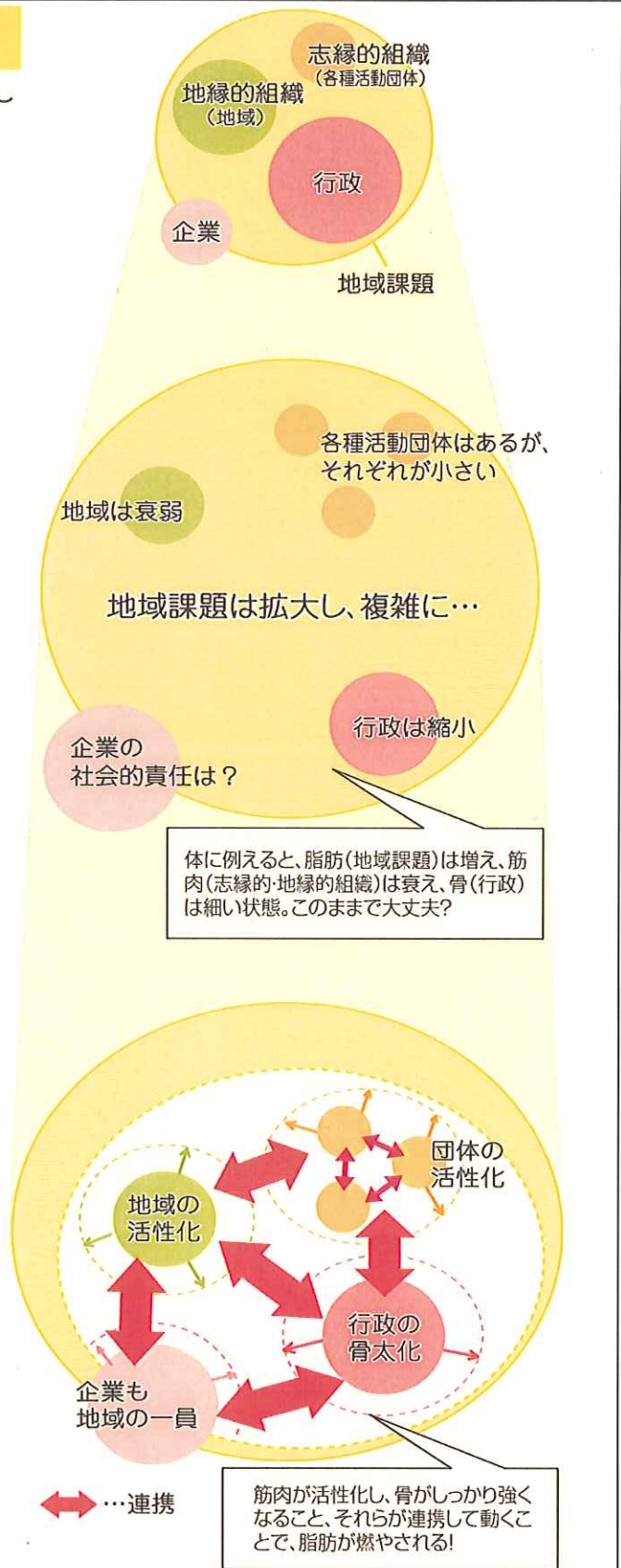
現在



協働すると...

▶ 「協働」とは...

市民、地域、行政などがそれぞれの特質や資源(人・物・金だけでなく地域の歴史文化など)を活かし対等な立場に立って、協力し合い共通する地域や社会的課題の解決に当たることです。



(2) 市民協働推進のためのルール

市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくうえでは、それぞれの行動様式や組織風土が異なることから、次のようなルールを遵守する必要があります。

○協働のための原則（協働を行ううえでの約束）

(a)協働の関係においては

- 対等の原則（上下関係はない）
- 相互理解・説明責任の原則（立場の違いを理解し、協力し合う関係）
- 自主性・自立性の原則（支え合う関係）
- 自然体の原則（自分自身でできることから）

(b)協働を進めるためには

- 話し合いの原則（一方的な押し付けではなく役割分担する）
- 学びあいの原則（次の新たな使命に挑む）
- 発議自由の原則（提案は誰からでも可能）
- 情報共有の原則（情報を共有し、資源を活かす関係）

(c)協働の成果を高めるためには

- 時限性の原則（目標達成期間の設定）
- 公開の原則（透明で、開かれた活動）
- 目的共有の原則（何のために協働するのか）

これらの原則は、市民・市民活動団体・企業・行政がそれぞれの特性や資源（人・物・金だけでなく歴史文化や地域慣習など）を活かし対等な立場に立って協力し合い、共通する地域や社会的課題の解決を目的とするものであり、協働にかかわる人々の十分な理解が必要となります。

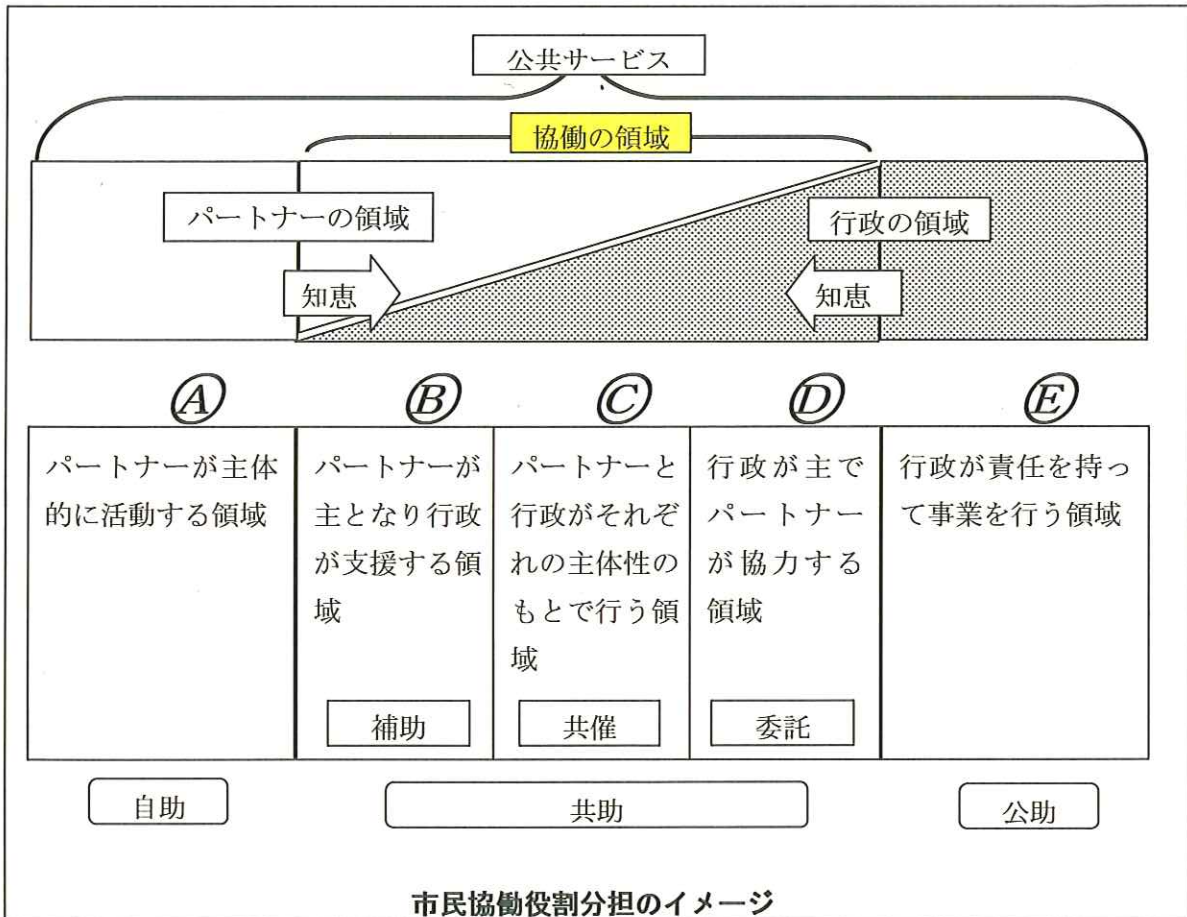
(3) 役割分担

市民協働推進のためのルールを尊重し、協働を実践する上で重要なことは、パートナー（市民）との役割分担です。

次の図は、市民協働推進の「役割分担」を概念化したものです。

左右（A・E）は、パートナー・行政それぞれの独自の活動領域です。それぞれが自らの責任のもとで、自分で実践する領域です。

中央（B・C・D）が、“みんなで築く市民協働のまちづくり”という基本目標のもとで、パートナーと行政が対等な立場で協働を行う領域です。



(山岡義典著「時代が動く時 - 社会の変革とNPOの可能性」概念図をもとに作成)

(4) 「市民協働の推進」に関する主要な事務事業

事務事業名	事業概要	担当課
市民活動支援補助事業	ボランティア団体やNPOが実施する公益的事業を募集、審査を経て選考された事業に対する補助事業	市民協働推進課
市民活動センター運営事業	市民活動の拠点施設である、市民活動センターへの運営補助事業	市民協働推進課
夢プラン21事業	市内の小4～中学生から実現したい「夢」を募集、地域や団体と協働しながら子どもの夢を実現する事業	市民協働推進課
道路里親（アダプト）制度	地域の市道を「里子」に見立て、地域を道路の「里親」として草刈り清掃などのボランティア活動及び道路の管理に必要な情報の提供を実施する制度	建設課

第3章 新しい地域自治組織の構築に向けて

第1節 新しい地域自治組織について

今日、少子高齢化や核家族化、都市化の進展などの急激な社会的変化に伴い、住民ニーズが多様化しています。

また、これまでの単位自治会や単位各種団体には、担い手の不足や構成員の減少による活動の停滞が見られ、地域課題に対応できない状況が生まれています。

このような課題を解消するために、新しい地域自治組織を広域で構築することとします。

平成22年2月に鳥栖市まちづくり検討委員会が市長に対し行った「地域づくりのあり方に関する提言」では、新しい地域自治組織の構築を建言しており、その目的として以下の4点に言及しています。

① 一時的な行政あるいは行政区のスリム化

地域自治組織の設立によって、行政側の人員等における削減効果や事務の軽減化が期待できます。また行政区側も地域自治組織内での団体間の連絡調整ができるので、事務作業の軽減化が図れます。

② 10年後の高齢化を乗り切る

今後の不可避な超高齢社会に備え、地域活動の担い手が高齢化してしまう前に、多様な年代が活動できる素地が作られ、高齢者同士でも連携して活動できる場を作っておくことができます。

③ 地域の繋がりを強化して「モレ」を少なくする

地域に存在する多様なニーズには、地域活動団体の活動範囲でカバーできないものが存在します。地域自治組織内で団体が連携することで、地域の繋がりを強化し、多様なニーズをカバーできる部分を広げ、ニーズをカバーできない「モレ」を少なくすることができます。

④ 地域活動団体同士でお互いの状況を「知らない」という状態を打破

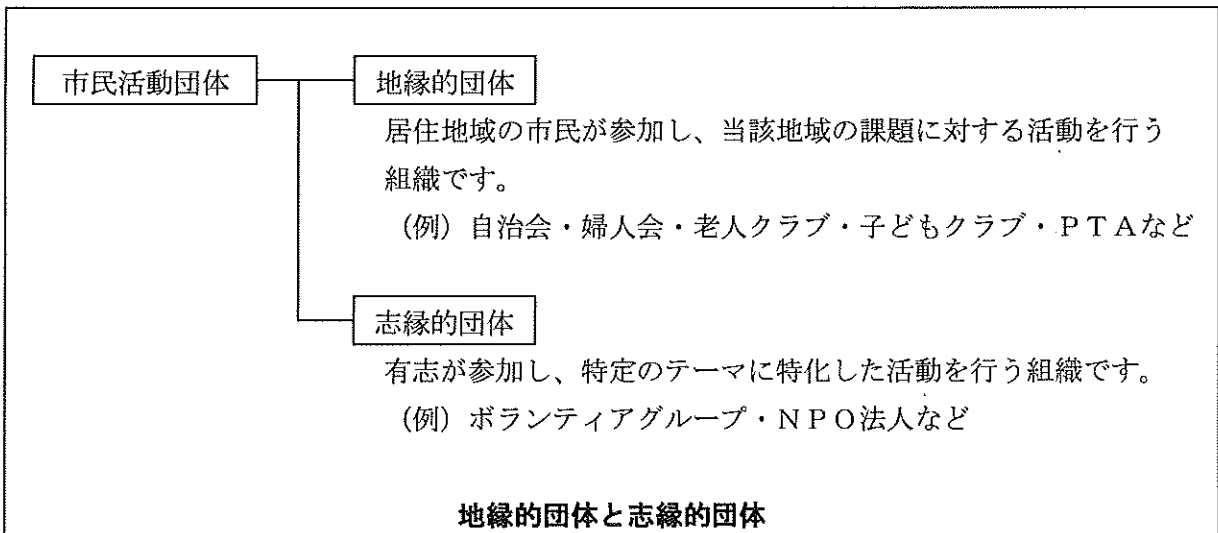
地域活動団体における今までの経緯、背景、歴史、状況を理解しておかないと、その団体の活動に対する理解が進まないばかりか、効果的な連携が取れず、孤立無援化してしまう恐れがあります。

地域自治組織に地域活動団体を取込むことで、団体間の連絡を密にすることができ、相互理解が深まります。また効果的な連携と協働による新たな活動が展開されます。

(「地域づくりのあり方に関する提言」(鳥栖市まちづくり検討委員会)より)

また、この基本構想では、「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」を“みんなで築く市民協働のまちづくり”という基本目標実現のための具体的手法として位置づけています。

この市民協働の担い手の一つに市民活動団体がありますが、市民活動団体を大別すると「地縁的団体」と「志縁的団体」に分けられます。



この地縁的団体は、各々目的ごとに設立されてきた経過もあり、緩やかな協力関係は見られるものの基本的には独立した活動を行っています。

また志縁的団体は有志により設立されたもので、特定のテーマを、自分たちのできる範囲で、自分たちの考える方法で活動を行っています。

そこで、これらの市民協働の担い手が連携した広域的な地域自治組織を構築することで、「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」を図ることができます。

以上のことから、市民活動団体による新しい地域自治組織構築のメリットとしては次のようなことが考えられます。

①地域の一体感が醸成される

地域の住民や各種市民活動団体が連携して活動をすることで、市民活動団体同士が互いの状況を理解し、地域の一体感が醸成されます。

②地域活動の相乗効果が期待される

各種市民活動団体の活動を連携することにより、よりよい事業効果が期待されるとともに、新たな事業の発想にもつながっていくことが期待できます。

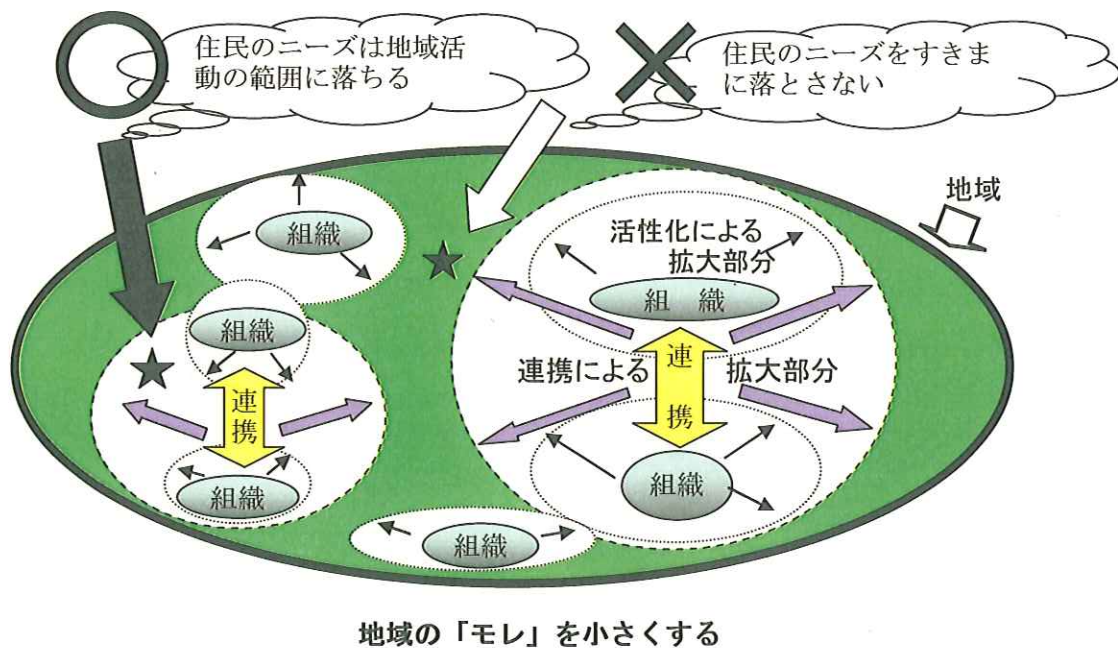
③地域内の課題解決が可能となる

地域の住民や各種市民活動団体が連携することにより、解決できなかった課題が解決できるようになったり、よりよい解決策が生まれることが期待できます。

また、地域や組織の繋がりが強化され、活動範囲が広がり、住民ニーズをカバーできない地域の「モレ」を小さくすることができます。

④効率的な役割分担・人材発掘が可能となる

各種市民活動団体相互の人材活用等により、効果的な役割分担が可能となるとともに、活動を通して新たな人材発掘が期待できます。その結果、10年後の高齢化も克服できる持続可能な体制を構築することができます。



あわせて、地方分権の大きな流れのなか、基礎自治体の一つである鳥栖市においても、個性ある・魅力あるまちづくりを進めていくうえで、市民参加のまちづくり・市民協働のまちづくりを実現するための地域の組織として、一翼を担うことができます。

この新しい地域自治組織は、あくまでも自主的・自発的な結成を考えています。
以下、この新しい地域自治組織を「まちづくり推進協議会」と呼びます。

第2節 まちづくり推進協議会

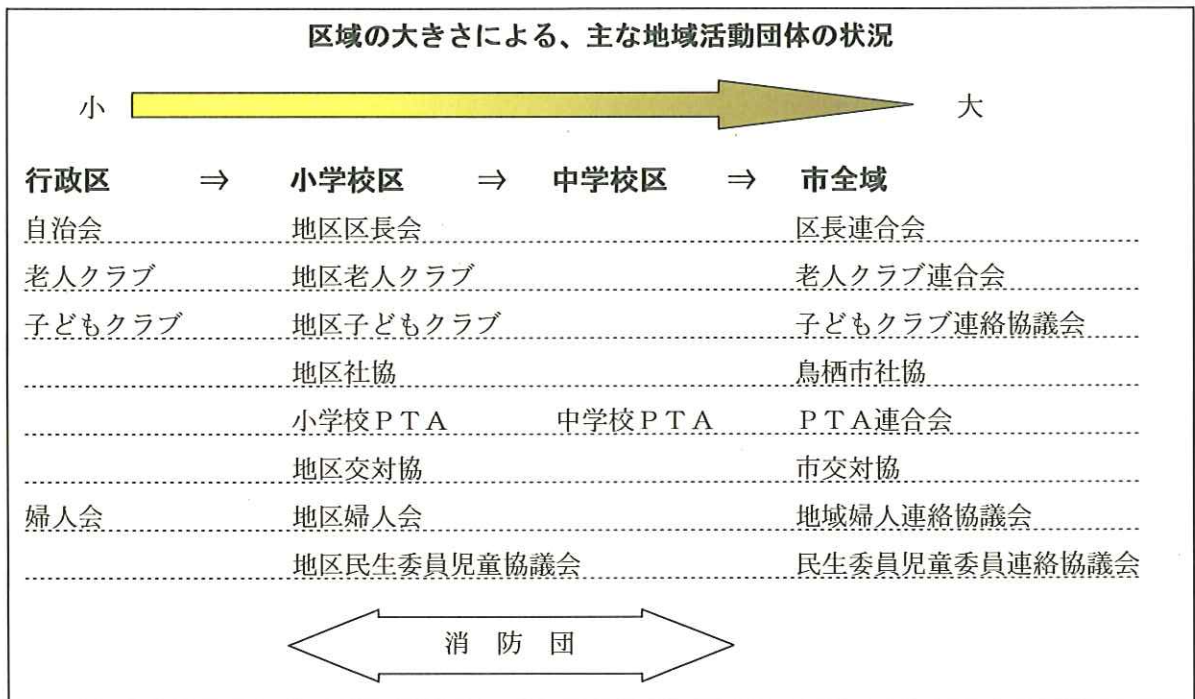
(1) 区域（地域）

市民のニーズが多様化・高度化するなか、防犯・防災などの事業については、従来の単位自治会だけでの対応が困難であるとともに、広域的に対応するほうがより効果的です。

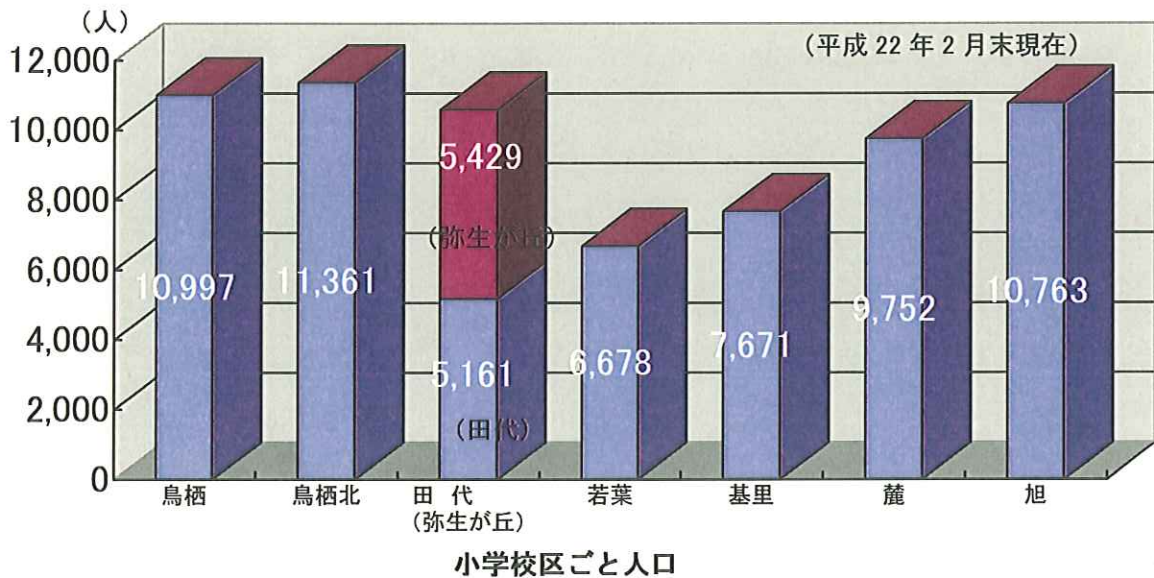
このため、まちづくり推進協議会の区域については、単位自治会の区域よりも広域的に設定する必要があります。

そこで、次のような理由により区域については、小学校区とします。

- ①小学校区単位で、地区運動会などの各種行事が実施されています。
- ②通学路の防犯対策などを実施する場合、その区域は小学校区とするほうが、より効果的です。
- ③区長会などの各種地縁的団体について、小学校区単位で地区組織が作られ、機能しています。
- ④小学校区単位で公民館や老人福祉センターを設置しており、小学校区単位で「地域」という概念が醸成されています。



また各小学校区は次のグラフのような人口を有しており、小学校区間で人口の多寡があるものの、区域の設定において最も重要な要素である「まとまり」という点で、人口の多寡はそう大きな問題とはならないと考えます。



現在、鳥栖市内には8つの小学校区が存在しておりますが、弥生が丘小学校区については、平成20年度に田代小学校区内に新たに開校したばかりの小学校区であり、現在同地区に公民館や老人福祉センターが設置されていないことから、区長会などの各種地縁的団体は田代小学校区のまま活動しています。

したがって、現状では弥生が丘小学校区については田代小学校区として活動し、弥生が丘小学校区に活動拠点が整備された段階で田代小学校区から分離し、弥生が丘地区まちづくり推進協議会として活動を始めるのが合理的だと考えられます。

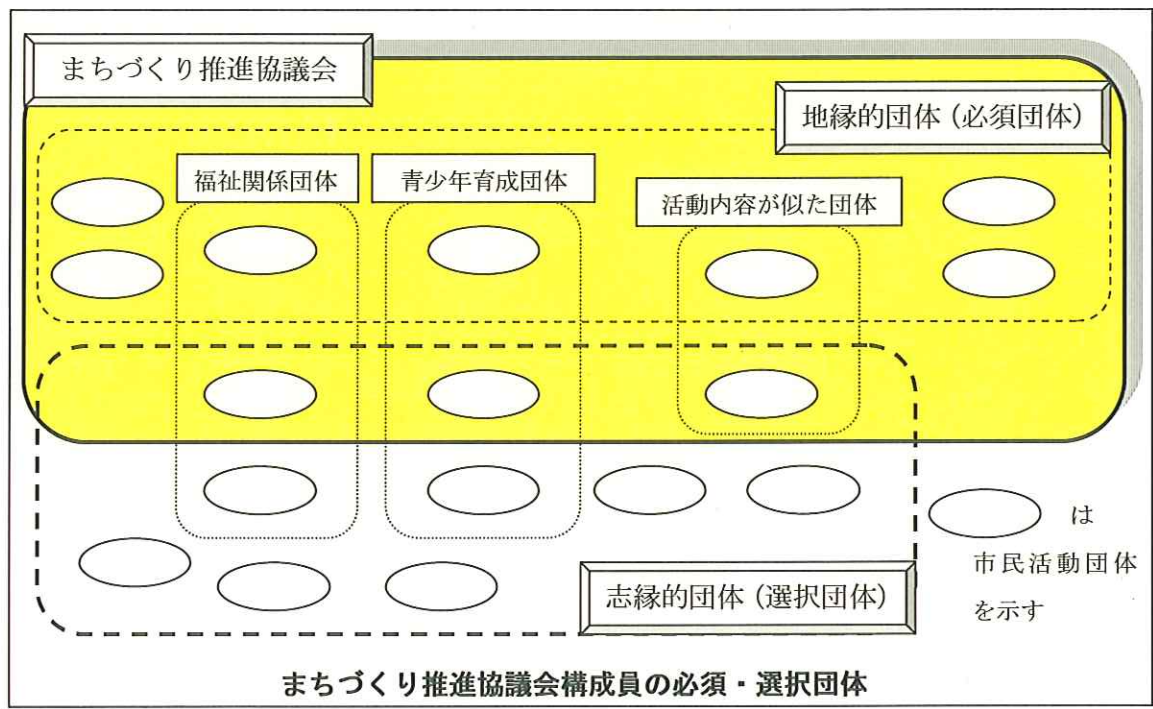
(2) 組織

まちづくり推進協議会の構成員（メンバー）については、地域を挙げた取り組みとなるよう、地域内の自治会、民生委員児童委員協議会、PTA、老人クラブ、交通対策協議会、消防団など各種地縁的団体の幅広い参画が必要です。

これら例示した地縁的団体のほかにも、地域ではさらに多くの地縁的団体が活動を行っており、その構成員のほとんどが地域住民であることから、地域の地縁的団体はまちづくり推進協議会の構成員として必須の団体であると考えられます。

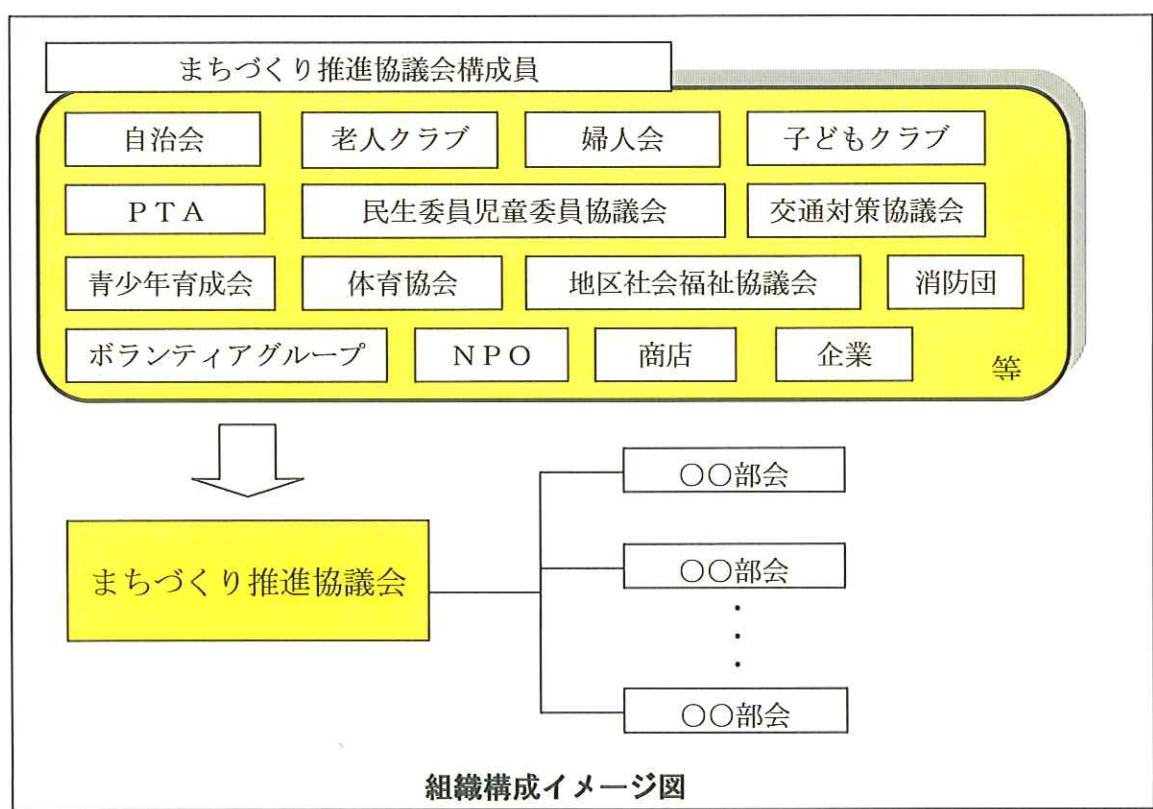
一方、地域で活動するボランティアグループやNPOなどの志縁的団体については、多種多様な団体があり、活動の内容が重なったり、団体の構成員に活動地域の住民が少なかったりすることがあるかもしれません。

これらの志縁的団体を構成員とするか否かは、地域の現状や団体の活動状況等を勘案しながら、まちづくり推進協議会の自主的な判断に委ねますが、基本的には構成員とすべきだと考えます。



組織については、部会型、並列型などが考えられますが、統一したほうがより効果的であり、部会型で統一します。

部会型は構成団体をその活動内容ごとに部会に再編するので、構成団体の融合を進めることができ、実際に活動している団体の強みをそのまま部会で活かすことができます。



(3) 役割

まちづくり推進協議会設立の目的は、地域の連帯感を再認識し、地域の課題のうち地域で解決できることを自分たちで解決することと、市民協働の一つの担い手（パートナー）として市民参加のまちづくりの活動に参画することにあります。

まちづくり推進協議会は、次のような役割を担うことを考えています。

- ①地域内の住民や各種市民活動団体を結ぶネットワークを構築する役割
- ②地域の融和や親睦を深める事業を実施する役割
- ③地域の特色を活かした公民館事業・生涯学習事業などを実施する役割
 - ◆生涯学習事業など、まちづくり推進協議会が行う事業（各論事業）と行政が行う事業（総論事業）との役割分担が必要です。
- ④地域内の課題を把握し、どのようなまちづくり推進活動（解決策）を実施していくかを決定する役割
- ⑤決定したまちづくり推進活動を自らが主体となって実施していく役割
- ⑥まちづくり推進活動のうち、パートナーとして行政との協働事業又は地域で解決できない事業について、行政に提案、要望等を行う役割
 - ◆現在の地区要望については、発展的にまちづくり推進協議会からの地区要望とすることが考えられます。
- ⑦地域で取組むことが効果的・効率的な業務を行政に代わってあるいは行政とともに実施していく役割
 - ◆地域に存在する市の施設などは、まちづくり推進協議会が運営管理していくことで、効果的・効率的な施設運営が期待できますので、施設管理の業務委託を含めて検討します。
- ⑧中長期的な課題について、地域のまちづくり計画としてまとめる役割
 - ◆このまちづくり計画が機能すれば、総合計画・地域福祉計画など各種計画を策定する際に参考にするとともに、市民参加のまちづくりの一つの形態として期待できます。

(4) 設立時期

この基本構想の中で示したまちづくり推進協議会の設立時期については、平成22年度を準備期間とし、平成23年度設立を目標として取り組みます。

平成22年度の準備期間では翌年度の設立に向けて、以下のことを決定していく必要があります。

◆まちづくりの基本目標

地域には解決すべき課題として、どのようなものがあるのか、地域全体で課題を共有し、解決に向けた取り組みの方向性を一致させなければ、まちづくり推進協議会の活動に一貫性がなく、課題解決が難しくなってしまいます。

地域全体でまちづくりの将来像を共有するためにも基本理念や基本目標といったアイデンティティーを持つことは非常に重要です。

この基本目標は将来的にまちづくり計画の柱になっていくと思われます。

◆組織体制

地域住民の意見が反映され、民主的で公平な組織運営がなされ、効率的・効果的にまちづくりを進められる組織であることが要求されます。また、地域の課題解決のためにどのような部会が必要で、どのような団体の活動が必要なのか、先進自治体を参考にしながら地域独自の視点で検討していく必要があります。

◆構成員

地区を挙げた組織とするため、構成員としてどのような団体を取り込むのか、十分検討する必要があります。そのうえで構成員としてどのような活動を期待しているのか、明確にして参加を促していく必要があります。

◆役員

まちづくり推進協議会の役員の人選にあたっては、透明性や公平性が要求されますので、その選考方法を含め、慎重な検討を要します。

◆事業計画

地区にはどのような課題があり、その解決のためにどういった事業を展開するのか、多くの団体や住民から情報を得て、課題や情報の共有化を図り、まちづくりの方向性を定めていく必要があります。

◆予算

事業計画の実施に必要な予算について、収入・支出の両面で適切な見積を行うことが必要です。特に収入面では行政からの支援について正確な情報を把握する必要があると思われます。

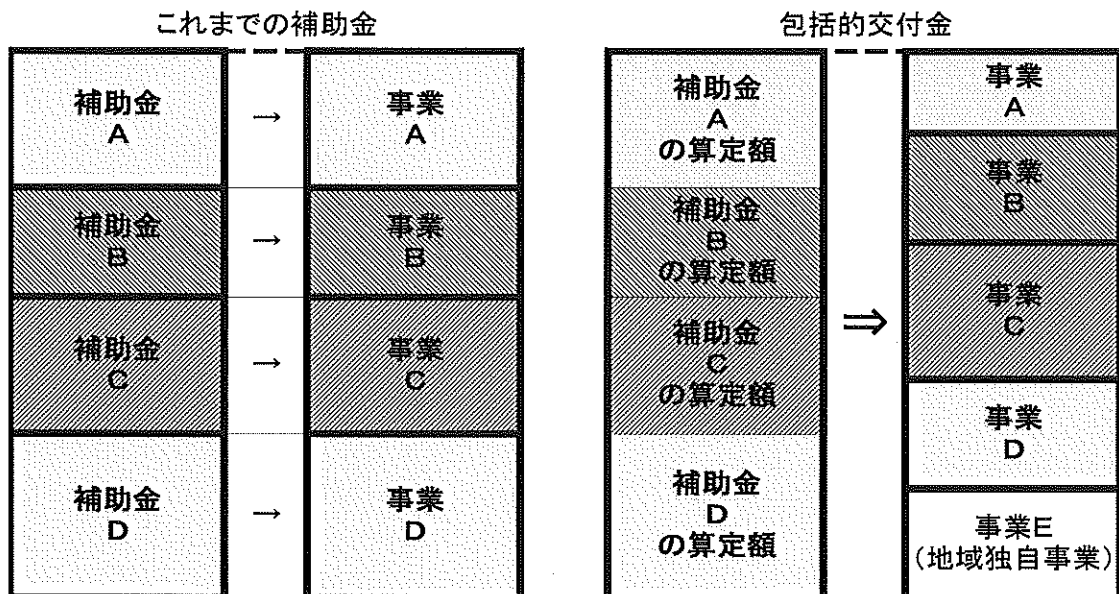
第3節 行政からの支援

まちづくり推進協議会の設立、運営に関し、鳥栖市として各種支援策を積極的に行ってまいります。

(1) 補助金等の再編成

まちづくり推進協議会への財政的支援として、現在、それぞれの事業ごとに各種地縁的団体に個別に支出している補助金等の再編成を行い、その一部をまちづくり推進協議会へ交付することを検討します。

また、従来の補助金から、使途に自由性を持たせた包括的交付金（まちづくり交付金）の検討も行います。



包括的交付金のイメージ

この包括的交付金（まちづくり交付金）を交付することにより、まちづくり推進協議会においてより弾力的な予算執行ができるため、地域の自立性・自主性が尊重されと考えます。

補助金の再編成は平成22年度から検討し、整理ができたものは、平成23年度中から順次まちづくり推進協議会へ交付してまいります。

なお、設立準備期間においても必要な経費を交付するなど、まちづくり推進協議会の円滑な設立に必要な支援を行ないます。

「補助金等の再編成」のスケジュール

項目 \ 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
補助金等の再編成	検 討	検 討 一部実施	⇒

(2) 業務委託の推進

「地域でできることは地域で」という考え方は、市民協働を進めるうえで重要な考え方であり、基本的な姿勢でもあります。地域と行政がお互いの役割のもとに、協力して事業を展開していく市民参加のまちづくりでは、誰が主体となって事業を展開するのが効果的かという視点から、行政が実施するよりも地域にお任せすべき事業については、積極的に地域に委託を推進していきます。

地域にも独自の財源を得ることができ、何よりも効果的な事業展開は住みよい地域づくりに大きく貢献することができます。

まちづくり推進協議会と協議しながら業務委託を進めていきますが、その検討にあたっては既存の業務や既存の受託団体との関係にも留意していきます。

また、まちづくり推進協議会からの提案を受け、協働で事業を展開する提案型業務委託についても、その条件整備について検討をします。

「業務委託の推進」のスケジュール

項目 \ 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
業務委託の実施	検 討	検 討 一部実施	⇒
提案型業務委託の実施	検 討	⇒	⇒

(3) 職員の支援

市職員がアドバイスや専門知識を提供し、まちづくり推進協議会の設立準備期間を含め設立後も、スムーズな運営を支援していくため、具体的な支援方法を検討します。

◆まちづくり推進協議会が取り組む事業内容等を踏まえ、他の先進自治体の状況等を調査しながら、職員の派遣、派遣すべき人数及び派遣の頻度等を検討します。

- ◆設立準備期間では規約、組織体制、役員処遇さらには事業計画など地域で決定すべき多くの事項があることから、市職員は先進地をはじめ近隣の自治体の状況等を助言し、まちづくり推進協議会の円滑な設立に協力します。
- ◆まちづくり推進協議会設立後は事業計画の実施、地域のまちづくり計画の策定などへの協力が考えられます。特に地域のまちづくり計画の策定にあたっては、地域住民の意見収集やワークショップといった会議手法を用いながら計画の素案づくりに助言をしていきます。同様に市が策定する総合計画といった各種計画と、地域のまちづくり計画に整合性を持たせる役目も期待されます。
- ◆職員の派遣については、まちづくり推進協議会の設立にあわせ実施するものとします。

また、市の職員も地域住民の1人であることから、まちづくり推進協議会の事業実施にあたっては、一地域住民あるいは地域の支援者として積極的に関与していくことができるような制度について検討します。

「職員の支援」のスケジュール

項 目	年 度		
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
職員の派遣	検 討	実 施	⇒
職員の支援（準備期間）	実 施	—	—

(4) 活動拠点の提供

まちづくり推進協議会の活動拠点として、各小学校区に設置している公民館と老人福祉センターを提供します。

社会教育法に基づき設置された公民館と老人福祉法に基づき設置された老人福祉センターにおいては、互いに設置目的が共通する部分もあるため、同様な事業の見直しを行います。

また、公民館と老人福祉センターは、合築あるいは隣接している地区も多く、施設を活動拠点として提供することで、公民館を活動拠点の本館、老人福祉センターを分館とするなど、各小学校区において設置形態は異なりますが、地域独自の活用策を期待します。

公民館と老人福祉センターの設置形態

地域	公民館	老人福祉センター	設置形態	備考
鳥栖地区	鳥栖公民館	鳥栖南老人福祉センター	別場所	
鳥栖北地区	鳥栖北公民館	中央老人福祉センター	別場所	老人福祉センター 2階
田代地区	田代公民館	田代老人福祉センター	別場所	
若葉地区	若葉コミュニティセンター		同一建物	若葉公民館・若葉老人福祉センターを併設
基里地区	基里公民館	基里老人福祉センター	別場所	
麓地区	麓公民館	麓老人福祉センター	同一建物	老人福祉センター 1階 公民館 2階
旭地区	旭公民館	旭老人福祉センター	同一敷地内	

これらの施設は、平成23年度のまちづくり推進協議会の設立にあわせて施設を提供することになりますが、従来の機能は引き続き残ることとなります。当分の間は新たなまちづくり推進協議会の拠点施設（仮称「まちづくり推進センター」）と、従来の公民館及び老人福祉センターの名称が存在する、いわゆる「二枚看板」を掲げていくこととなります。したがって平成22年度中には、まちづくり推進センターとして条例上の整備を行う必要があります。

また、拠点となる施設は、必要に応じて各施設の修繕を検討していきます。

これらの活動拠点は、まちづくり推進協議会が常駐することから、事業運営、施設管理についてはまちづくり推進協議会に任せることが効果的・効率的だと考えられますので、将来的にまちづくり推進協議会への業務の委託などを検討します。

「活動拠点の提供」のスケジュール

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
公民館、老人福祉センターの事業の見直し	検 討	実 施	⇒
まちづくり推進協議会へ両施設の提供	検 討	実 施	⇒
まちづくり推進センターの設置（二枚看板化）	検 討	実 施	⇒

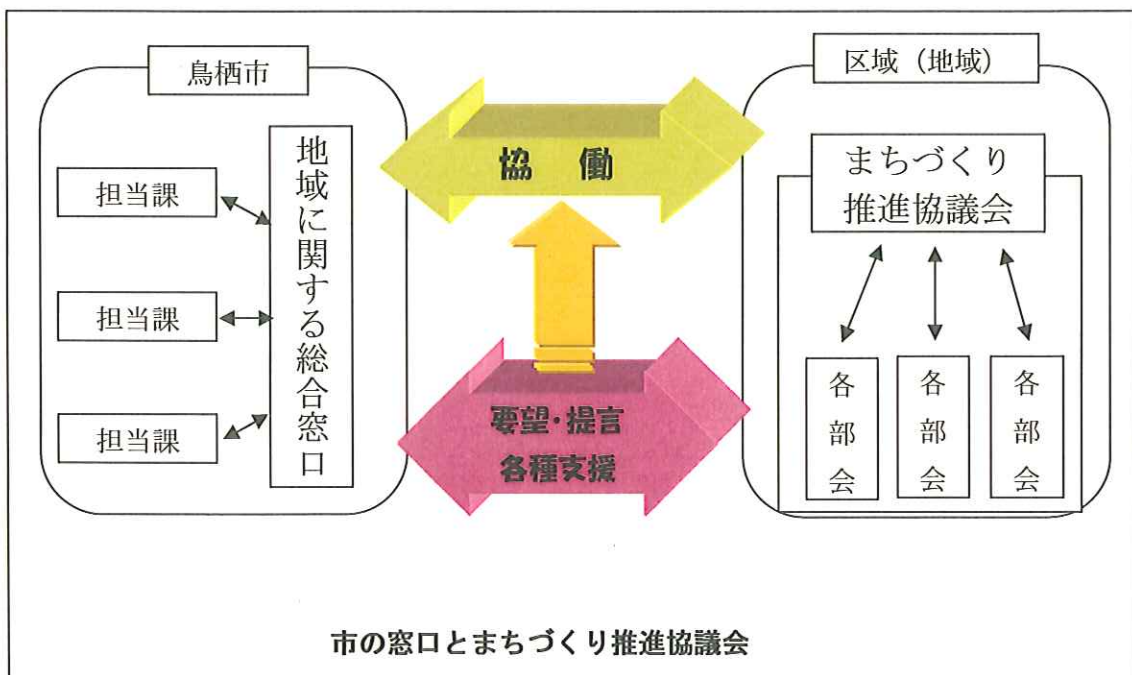
(5) 組織の見直し

「自治会に関するアンケート」において、行政に期待することを自由記載で尋ねた結果、一番多かった内容が「市の迅速な対応、窓口の統一」ということでした。

この結果をふまえ、まちづくり推進協議会で住民主体のまちづくり、行政との市民協働のまちづくりを進めていくには、より効果的・効率的な支援が円滑に行えるよう行政内部の組織体制を整備することが重要です。

そのために、まちづくり推進協議会からの要望・提言等を一元的に受け付ける地域に関する総合窓口を設置します。この窓口でお受けした地域からの要望・提言は責任を持って各担当課へ引継ぎます。

なお、地域に関する総合窓口は、まちづくり推進協議会の設立にあわせ整備します。



「組織の見直し」のスケジュール

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
地域に関する総合窓口の設置	検 討	実 施	⇒

第4節 行政の取組み

(1) 市民への啓発

これからのまちづくりの基本目標である「市民参加のまちづくり（パートナーシップの構築）」と「市民協働の推進」というまちづくり意識を醸成し、まちづくりに関心をもってもらうため、引き続き啓発活動を行っていきます。

特にまちづくり推進協議会の構成の中で、中心的な存在になるであろう団体には、今後も説明や啓発を進めていく必要があります。

また特定の団体に属していない一般の市民に向けても、まちづくりへの参加を促すような啓発活動と同時に、まちづくり推進協議会の全市的な進捗状況を広報していく必要があります。

一方、各地区のまちづくり推進協議会においては、地区住民に積極的に情報の提供ができるように、行政も協働していきたいと考えています。

これらの活動により、まちづくり意識の醸成を図っていけば、地域における人材不足の解消にも繋がっていくものと考えます。

「市民への啓発」のスケジュール

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
項 目			
各種団体への啓発活動	実 施	⇒	⇒
市民への啓発活動	実 施	⇒	⇒
まちづくり推進協議会が実施する広報の支援	実 施	⇒	⇒

(2) 職員の意識改革

市民協働の推進のための市民への啓発とともに、協働のパートナーとなる市民活動団体等と相互理解を深めながら連携を図り、協働によるまちづくりに向けた取り組みを行う姿勢や考え方が必要であり、職員の意識改革が重要です。

市では、平成20年5月に市民協働推進員制度を構築し、意識改革を図り、行政の市民協働推進の中心的担い手を養成しています。

※市民協働推進員制度の活動内容

- 平成20年度 職員マニュアル（協働の心得）の策定
- 平成21年度 職員1+α運動推進事業の構築

また、職員に対して市民協働に関わる研修も実施しており、引き続き職員の資質向上を図っていきます。

「職員の意識改革」のスケジュール

項 目	年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
	市民協働推進員制度		引き続き実施	⇒
職員に対する研修制度		引き続き実施	⇒	⇒

(3) まちづくり基本条例

現在多くの自治体でまちづくり条例または自治基本条例と呼ばれているものが制定されています。これらの明確な定義というものはありませんが、「地域のまちづくりや自治に関する基本的な内容について定めたもの」だと表現できます。

具体的には地方自治の本旨にのっとり、市民・市民活動団体・企業・行政の協働を基本とし、互いの信頼と情報の共有のもとに、市民参画と市民協働のまちづくりを進める意志表示だといふことができます。

今後この基本構想に沿って、地域（地縁的団体）及び志縁的団体の市民活動団体等との協働によるまちづくりを進めていくこととなりますが、市民・市民活動団体・企業・行政のそれぞれの責任や役割を明確にし、お互いに協働して行動するための理念などを規定する「まちづくり基本条例」的なまちづくりに関するルールの制定については、市民の意識の醸成を見据えながら研究、検討を行っていきます。

「まちづくり基本条例」のスケジュール

項 目	年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
	まちづくり基本条例の制定		検 討	⇒

地域自治組織の設立と関連施策のスケジュール（行政からの支援）

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
地域自治組織の設立	準備期間	設 立	⇒

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
補助金等の再編成	検 討	検 討 一部実施	⇒
業務委託の実施	検 討	検 討 一部実施	⇒
提案型業務委託の実施	検 討	⇒	⇒
職員の派遣	検 討	実 施	⇒
職員の支援（準備期間）	実 施	—	—
公民館、老人福祉センター の事業の見直し	検 討	実 施	⇒
まちづくり推進協議会へ両 施設の提供	検 討	実 施	⇒
まちづくり推進センターの 設置（二枚看板化）	検 討	実 施	⇒
地域に関する総合窓口の 設置	検 討	実 施	⇒

地域自治組織の設立と関連施策のスケジュール（行政の取組み）

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
地域自治組織の設立	準備期間	設 立	⇒

年度 項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以降
各種団体への啓発活動	実 施	⇒	⇒
市民への啓発活動	実 施	⇒	⇒
まちづくり推進協議会が実施する広報の支援	実 施	⇒	⇒
市民協働推進員制度	引き続き実施	⇒	⇒
職員に対する研修制度	引き続き実施	⇒	⇒
まちづくり基本条例の制定	検 討	⇒	⇒